平成２４年度

消費生活専門相談員資格認定試験

第１次試験　―問題と解答―

平成２４年度の第１次試験（択一式試験・論文試験）は、９月２９日（土）に全国２６会場で実施し、第２次試験（面接試験）は１１月１７日（土）～１２月２日（日）にかけ、全国５会場で行い、２７１名が認定されました。以下に平成２４年度の第１次試験の択一式試験問題と解答、論文試験問題を掲載します。

なお、択一式試験の解答用紙はマークシートを採用しています。

択一式試験

（2時間30分）

１．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① アメリカのケネディ大統領が㋐消費者の４つの権利を宣言した１９６２年（昭和３７年）に、わが国でも、㋑不当景品類及び不当表示防止法や㋒訪問販売等に関する法律（現在は特定商取引に関する法律）という法律が制定され、本格的な消費者行政が始まった。

② 消費者基本法では、国の基本的施策として、㋐消費者契約の適正化、㋑計量の適正化、規格の適正化、㋒広告その他の表示の適正化などが挙げられている。

③ 消費者基本法では、㋐環境の保全、㋑消費者の個人情報の保護、㋒知的財産権の保護についても明示されている。

④ 消費者基本計画は、㋐消費者政策会議が案を作成し、㋑閣議で決定され、その実施状況の検証、評価、監視は、㋒消費者委員会において行われる。

⑤ 消費者庁は、㋐特定商品等の預託等取引契約に関する法律、㋑個人情報の保護に関する法律、㋒宅地建物取引業法等について所管している。

⑥ 消費者庁は、消費者被害の発生または拡大の防止のために必要な場合、㋐自ら所管する法律の規定に基づく措置を実施し、㋑他省庁の所管する法律の規定に基づく措置の実施を求め、さらに、重大事故等が発生し、重大消費者被害の発生または拡大の防止を図るために実施し得る法律の規定に基づく措置がない場合には、㋒事業者に必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

⑦ 消費者委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、㋐消費者庁、その他の関係行政機関、㋑関係する事業者団体に対して報告、資料提出、説明等を求めることができるが、㋒個別事業者に対する報告徴求の権限はない。

⑧ 国民生活センターは、現在の消費者基本法では、㋐国民の消費生活に関する情報の収集および提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせんおよび当該苦情に係る相談、㋑事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、㋒消費者からの苦情等に関する商品についての試験・検査など、消費者に対する啓発および教育等における中核機関としての役割を果たすものとされる。

⑨ 消費者安全法および同施行規則によると、都道府県の消費生活センターの設置についても市町村の消費生活センターの設置についても、㋐消費生活相談について専門的な知識および経験を有する者を苦情相談およびあっせんに従事させていること、㋑事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えていること、相談およびあっせんの事務を㋒週４日以上行っていること、という基準が設けられている。

⑩ 現在、都道府県に消費者保護のための行政措置を行う一定の権限が与えられている法律としては、㋐特定商取引法や割賦販売法、㋑貸金業法等がある。また、都道府県は㋒条例に基づいて一定の措置をとることができる。

２．次の文章の［　　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

消費者基本法は、１９６８年に制定された消費者［　ア　］基本法を全面的に改正して、２００４年に制定された。それによって、消費者政策の基本理念は、消費者の権利の尊重とその［　イ　］の支援におかれることになった。消費者基

本法には、権利として尊重すべき[　ウ　]種類の事項が規定されている。もっとも、消費者基本法の権利は、消費者政策や法の運用によって、初めて具体化される。その制度設計を考えるための基本は、消費者から寄せられる消費生活相談にある。

２０１１年３月１１日に発生した未曾有の東日本大震災は、改めて生活の基盤の重要性を私たちに認識させることとなった。震災に関連して寄せられた消費生活相談は、２０１１年３月末までだけで約９０００件に達している。そこでは、当初は生活物資の不足、とりわけ[　エ　]に関する相談が多く寄せられていた。その後、２０１１年４月以降になると、震災に便乗した悪質商法と思われる相談も目立つようになった。例えば、壊れた住宅の補修にかかわる相談では、不安をあおる説明で高額な工事費用を請求する事案があった。また、住の基盤に関しては、賃貸住宅について「家主による修繕がなされない」「家主から修繕を求められた」など[　オ　]回復にかかわる相談や退去にともなう[　カ　]や家賃の清算に関する相談が多数寄せられた。消費者基本法は、尊重すべき消費者の権利として、「消費生活における基本的[　キ　]が満たされること」および「健全な生活環境が確保されること」を掲げている。消費者にとっての生活基盤の確保とそのための生活支援は、重要な政策課題である。

一方、消費者相談の全般的な傾向に関しては、２０１０年度に国民生活センターあるいは各地の消費生活センターに寄せられた消費生活相談の件数は約８９万件であった。相談件数は、２００４年度の約１９２万件の相談をピークに減少しており、２０１０年度も前年に比べると全体の相談件数は１万件ほど減少した。もっとも、それは２００４年度には６７万件を超えていた[　ク　]に関する相談件数の減少が顕著だからである。それ以外の相談件数はここ数年８５万件前後で推移していたが、２０１０年度は２００４年以降で初めて、前年度に比べてその件数が増加した。相談事案を契約当事者の年代別に検討すると、[　ケ　]の相談に占める割合が増加し続けている。とりわけ、複数事業者が関与して消費者にとって有利な取引と誤認させる[　コ　]型の勧誘による債券やファンド型投資商品、換金性に乏しい外国の[　サ　]取引についての被害の相談が目立っている。

消費者基本法には、「必要な情報が提供され」て、「自主的かつ合理的な[　シ　]の機会が確保される」ことが消費者の権利であると規定されている。また、「必要な情報を明確かつ[　ス　]に提供すること」や「取引に際して、消費者の知識、経験および財産の状況等に配慮すること」が事業者の[　セ　]として求められている。増加する[　ケ　]の消費者被害に関する相談では、そうした消費者の権利がないがしろにされ、事業者の[　セ　]が果たされていないとの現実がある。「被害が生じた場合には[　ソ　]かつ迅速に救済されること」も消費者の権利であるとされている。[　ケ　]の消費者被害の救済は、これからの重要な消費者政策の課題でもある。

【語群】

1. 平易	2. 居住	3. 判断	4. 更新料
5. 安全	6. ８	7. 自立	8. ガソリン
9. 需要	10. 行使	11. 保護	12. 敷金
13. 完全	14. 通貨	15. 架空請求	16. ４
17. 未公開株	18. 適切	19. 若者	20. 責務
21. 選択	22. 義務	23. 高齢者	24. 簡潔
25. 原状	26. 条件	27. 劇場	28. 二次被害
29. プロパンガス		30. 出会い系サイト	

３．次の文章の［　　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 東京で1カ月生活するのに３０万円かかるのに対し、それと同等の生活をするのにパリでは２５００ユーロかかるとしたとき、生計費でみた購買力平価は1ユーロ＝［　ア　］円である。現実の為替レートが1ユーロ＝１１０円であるとき、東京からみた東京とパリの生計費の内外価格差は約［　イ　］倍である。その後、欧州で政府債務危機が高まり、円・ユーロの為替レートにおいて円の価値が上昇すると、生計費の購買力平価に変化がない場合、東京とパリの生計費の内外価格差は［　ウ　］する。また、東京ではデフレが進み、パリではインフレが進んだ場合、生計費でみた購買力平価は［　エ　］に動き、現実の為替レートが変化しなければ、東京からみた東京とパリの生計費の内外価格差は［　オ　］する。

② 持続的に物価が下落することを［　カ　］と呼んでいる。日本が１９９０年代後半以降［　カ　］に陥った要因としては、１９９０年以降の需要の伸び悩みから［　キ　］が拡大したことや、安価な輸入品が国内市場に流入してきたこと、物価下落が続く中で家計や企業に［　カ　］心理が根付いてしまったこと、などがあげられる。こうした物価の下落が、借金の［　ク　］を高め、借金の返済を困難にし、バブル後の［　ケ　］を長期化させた。金融面からの［　カ　］対策としては、政策金利の引き下げなどの［　コ　］が実施されている。

【語群】

1. ０．９２	2. 金融引締策	3. 円安	4. 拡大
5. 需給ギャップ	6. １２０	7. ９１．７	8. 縮小
9. 不良債権処理	10. 景気回復	11. １．０９	12. 実質価値
13. １．２	14. 金融緩和策	15. １２５	16. インフレ
17. デフレ	18. 供給	19. 名目額	20. 円高

４．次の文章の［　　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

地球環境問題に関する世界的な関心の高まりを背景として、１９９２年（平成４年）６月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「［　ア　］に関する国連会議」において、［　イ　］を実現するための行動原則である「［　ア　］に関するリオ宣言」とその具体的な行動計画である「［　ウ　］」等が採択された。その際、各国が協力して地球温暖化対策に取り組むための気候変動枠組条約および生物多様性の保全とその持続可能な利用をするための生物多様性条約が採択された。その後，１９９７年（平成９年）には、京都で開催された気候変動枠組条約第３回締約国会議において京都議定書が採択された。２００８年（平成２０年）には、Ｇ８北海道洞爺湖サミットにおいて、先進国の首脳が地球温暖化について２０５０年までに世界の温室効果ガス排出量を少なくとも［　エ　］削減することが示された。

一方、２００２年（平成１４年）には、ヨハネスブルグ・サミットにおいて、「［　イ　］に関するヨハネスブルグ宣言」が政治宣言されるとともに、生物多様性条約第６回締約国会議（ＣＯＰ６）がオランダのハーグで開催され、生物多様性の損失速度を２０１０年までに減少させるという２０１０年目標が決定された。また、この目標の達成年にあたる２０１０年（平成２２年）１０月、生物多様性条約第１０回締約国会議（ＣＯＰ１０）が開催され、生物多様性の保全に関する新たな世界目標や、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する［　オ　］が採択された。

【語群】

1. 環境と成長	2. 名古屋議定書	3. ２５％
4. 地球環境の保全	5. ワシントン条約	6. アジェンダ２１
7. 環境と開発	8. リオ２１	9. 持続可能な開発
10. ５０％		

５．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 薬事法上、一般用医薬品はリスク区分に応じて㋐第１類から第３類に分類されている。薬局開設者または医薬品の販売者等が一般用医薬品を陳列する際は、㋑区分の違うものが混在しないよう区分ごとに陳列しなければならない。また、㋒第１類医薬品は鍵をかけた陳列設備または消費者が直接手の触れられない陳列設備に陳列することと規定されている。

② 医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用によって健康被害が生じた場合には㋐医薬品医療機器総合機構による副作用被害救済制度により救済が受けられる可能性がある。副作用被害救済制度の対象要件は㋑２カ月以上の通院が必要となる。一部除外品を除き㋒医療用医薬品、一般用医薬品ともに対象となる。

③ 薬事法上、医療機器とは㋐人もしくは動物の疾病の診断、治療もしくは予防に使用されること、または人もしくは動物の身体の構造もしくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等とされている。度数のないおしゃれ用カラーコンタクトレンズは、平成２１年１０月以前は㋑薬事法の医療機器として規制されていなかったが、㋒現在は個人輸入のものも含めて薬事法の医療機器として規制対象となっている。

④ ㋐薬事法によって「医薬品」「医薬部外品」「化粧品」は分類され、それぞれ原料から製造方法、ラベルへの表示内容、広告の表現まで規制されている。㋑医薬部外品とは人体に対する作用が緩和なものであって機械器具等でないもの、㋒化粧品とは人体を清潔にし、美化し、皮膚・毛髪をすこやかに保つことを目的としたもので、効能・効果に関して表示することはできない。

⑤ 白髪を染める商品には㋐ヘアマニキュアのような化粧品に該当するものと、㋑染毛剤として化学的反応を伴う医薬部外品に該当するものがある。染毛剤はアレルギー反応を起こす人も多くいるため、㋒使用前のパッチテスト実施について記載することが義務化されている。

６．次の文章の［　　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

①［　ア　］や投資信託は、元本の安全性が保証されていない代表的な金融商品であるが、このような商品を［　イ　］金融商品と呼んでいる。［　イ　］金融商品を販売する金融機関は［　ウ　］の原則を遵守しなければならないなど、様々なルールが適用される。

② いわゆる外国為替証拠金取引（［　エ　］取引）とは、事業者に一定の証拠金を預け、証拠金の数倍もの金額で海外通貨の売買をすることができる取引である。また、証拠金の数倍規模の取引ができることを［　オ　］効果という。

③ 投資信託は運用対象によって、［　カ　］投資信託と［　ア　］投資信託に分類することができる。［　カ　］投資信託は運用対象に［　ア　］を組み入れず、［　カ　］を中心に運用されるのに対して、［　ア　］投資信託は運用対象に［　ア　］を組み入れることができるため、［　カ　］投資信託に比較すると元本損失のリスクが高いと言える。

④ 医療機関債とは、厚生労働省が策定した「『医療機関債』発行のガイドラインについて」によれば、医療法人側が借り手、消費者側が貸し手となる金銭消費貸借契約の［　キ　］であり、信用リスクや流動性リスクは国債とは異なる。

⑤ 集団投資スキーム持分の募集に関して、１人以上の［　ク　］かつ４９人以下の一般投資家に対する私募を行う業務には、金融商品取引法の［　ク　］等特例業務に関する特例が適用され、［　ケ　］が課されるが、販売勧誘の際の［　コ　］は課されていない。

【語群】

1. 証拠証券	2. ソブリン型	3. 貯蓄型	4. 公社債
5. ＦＸ	6. 書面交付義務	7. 信用格付け業者	8. レバレッジ
9. 有価証券	10. ヘッジング	11. 適格性	12. ＣＤＳ
13. 適合性	14. 適格機関投資家	15. 目論見書	16. 株式
17. 単位型	18. 投資型	19. 性別	20. 届出義務

７．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① クリーニング業法には、洗たく物の受取および引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、㋐洗たく物を処理する工場の所在地等について説明するよう努めることや㋑苦情の申出先を明示することが定められている。㋒クリーニング所を開設しないで車両を用いた店舗により洗たく物の受取および引渡しをする無店舗取次所においてもこの法律を遵守しなければならないことになっている。

② 家庭用品品質表示法では、㋐繊維製品、木工製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品の５種類について㋑品質表示規定を設けて品質に関し表示すべき事項を定めており、合成皮革を使用して製造した上衣やコートは、㋒雑貨工業品として表示されることになっている。

③ ドライクリーニングとは、水の代わりに㋐石油系溶剤などの揮発性有機溶剤を使用するクリーニング方法で、㋑水洗いと比べた場合、溶剤のみによる処理では水溶性汚れを除去する能力に劣っているが、専用の洗剤を添加することにより、㋒水洗いと同等の水溶性汚れの除去性能を与えることができる。

④ ポリウレタン繊維が水着やスポーツウェアに用いられるのは、㋐ゴムのように伸び縮みする、㋑ゴムよりも細い糸が作れる、㋒塩素系漂白剤への耐性に優れるなどの特性を持つためである。

⑤ クリーニング事故賠償基準では、賠償額の算定に関する基本方式を㋐「賠償額＝物品の再取得価格×物品の購入時からの経過月数に対応して別表に定める補償割合」としているが、この算定によることが妥当でないとみとめられる場合には、洗たく物が㋑ドライクリーニングによって処理されたときはクリーニング料金の４０倍、㋒ランドリーによって処理されたときはクリーニング料金の２０倍として算定することとしている。

８．次の文章の［　　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 生食用食肉等の安全性確保について、平成２３年１０月１日から食品衛生法に基づく規格基準および表示基準が設定された。対象となるのは生食用食肉として販売される［　ア　］（内臓を除く）で、これにはユッケや［　イ　］等が含まれる。

規格基準のうち、成分規格としては、サルモネラ菌等を含む[　ウ　]が陰性とされ、検査記録は[　エ　]することとされた。加工および調理にあたっては、専用の設備を備えた衛生的な場所で、専用の器具を用いて行わなければならない。加工方法は枝肉から衛生的に切り出された肉塊を速やかに気密性のある容器包装に入れ、密封し、肉塊の表面から深さ[　オ　]以上の部分までを６０℃、２分間以上加熱するか、これと同等以上の方法で加熱殺菌後速やかに４℃以下に冷却すること。これら加熱温度、時間は記録し[　エ　]する。

調理は上記加工されたものを調理・提供し、保存にあたっては清潔、衛生的な容器に入れ、４℃以下で保存、凍結品は[　カ　]以下で保存することとされている。

② 健康食品はあくまで食品であって[　キ　]ではない。病気の治療を期待するものではない。市場に流通している健康食品と称するものには、[　ク　]のように安全性や有効性の審査を受けた製品もあれば、十分に検証されていないものもあるほか、[　キ　]が違法に添加された製品もある。製造販売者は都合の良い情報をことさら大きく宣伝することが多い。消費者は、選ぶにあたって誇大な表示に注意し、メリット、デメリットを考えることが重要であり、あくまで[　ケ　]利用にとどめ、良いと感じられなければ、継続して摂取しないことである。また、[　キ　]を服用している人は、健康食品との併用に注意すべきである。併用によって[　キ　]の効果を減ずる、あるいは増強する危険があるためである。もし異常を感じたときは、すぐに摂取を中止し、必要であれば[　コ　]すべきである。健康は健康食品で得られるものではなく、バランスのとれた食事、適度の運動および休養を通してこそ得られるものであり、病気は医療行為によって治療すべきものである。

【語群】

1. １cm	2. ２年間保存	3. 牛の食肉	4. 特定保健用食品
5. 一般食品	6. 馬の食肉	7. －１５℃	8. 医療機関を受診
9. 医薬品の補助的な	10. 栄養機能食品	11. 製品を交換	
12. サイコロステーキ	13. ２cm	14. １年間保存	
15. 腸内細菌科菌群	16. 医薬品	17. 食品の補助的な	
18. タルタルステーキ	19. 大腸菌群	20. －５℃	

９．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤ってい

る箇所（１カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 法律は、伝統的に、公権力の行使に関して規律する㋐公法と、私的な法律関係を規律する私法とに大別されてきた。㋑民法や㋒製造物責任法は、私法に属する。

② 私法上の規定の中には、強行規定と任意規定がある。契約の当事者が、㋐強行規定と異なる内容の特約をした場合には、その特約は無効とされ、一方、㋑任意規定と異なる内容の特約をした場合には、原則としてその特約の方が任意規定に優先する。たとえば、㋒民法の定める危険負担の規定と異なる内容の特約は無効である。

③ 契約法を支配する原則の一つに、㋐契約自由の原則があるが、その限界を画するものとして公序良俗がある。民法では、㋑公序良俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とされている。㋒暴利行為は、公序良俗違反の一類型と解されてきた。

④ 契約は、当事者の意思表示の合致によって成立する。しかし、何らかの無効原因や取消原因が存在するときは、契約の効力が否定されることがある。たとえば、民法第９５条では、㋐法律行為の要素に錯誤があったときは、その意思表示は無効とされている。動機の錯誤の取扱いについては議論があるが、判例は、㋑動機の錯誤の場合でも、その動機が相手方に表示され、法律行為の内容とされていた場合には、同条が適用され得るとしてきた。また、判例は、㋒動機が黙示的に表示されているときでも、それが法律行為の内容になることを妨げないとする。

⑤ 売買契約が無効であるときは、当事者はそれぞれ、㋐その契約に基づいて代金の支払や目的物の引渡しを請求することができない。また、当事者が、㋑無効な契約に基づいて、事実上既に代金支払や目的物の引渡しなどの履行をしてしまった場合には、その返還を請求することができる。ただし、㋒不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することはできない。

⑥ 民法は、行為能力の制度を設けて、制限行為能力者の保護を図っている。たとえば、１９歳の未成年者が法定代理人の同意を得ずに車を購入する契約をした場合、㋐本人または法定代理人はその契約を取り消すことができる。この場合において、その未成年者が、㋑１９歳だと売主に告げたのに、売主から２０歳と記載するように言われて契約書の年齢欄に２０歳と記載していたときでも、取消しをすることができる。また、㋒その未成年者が、その後２０歳の誕

生日を迎えた後に代金の支払をして車の引渡しを受けた場合でも、同様に取消しをすることができる。

⑦ 成年に達した者であっても、㋐精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、所定の申立権者の請求により、家庭裁判所は後見開始の審判をすることができる。この審判を受けた者は、㋑成年被後見人とされ、成年後見人が付される。この審判を受けた者が、自宅を第三者に売却する行為を行った場合には、その行為を取り消すことができるが、㋒成年後見人による事前の同意があった場合は、取り消すことはできない。

⑧ 契約の意思表示は、本人に代わって他の人が行うこともできる。これを代理という。代理権が、㋐本人の意思によって与えられる場合を任意代理といい、㋑本人の意思によるのではなく法律の規定により与えられる場合を法定代理という。代理権を有しない者が勝手に代理行為をした場合は、無権代理といわれ、㋒本人が追認しない限り、無権代理行為について本人が責任を負うことはない。

⑨ 債権は、㋐権利を行使することができる時から一定の期間経過すると、時効により消滅する。㋑民法では、債権の一般的消滅時効期間は１０年とされている。しかし、㋒不法行為による損害賠償請求権は、被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知った時から３年間行使しないときは、時効により消滅する。

⑩ 詐欺または強迫によって契約締結の意思表示をした場合、表意者は、その意思表示を取り消すことができる。しかし、民法では、㋐詐欺または強迫による意思表示の取消しは、いずれも、善意の第三者に対抗することができないと規定されている。この取消権は、㋑追認をすることができる時から５年間行使しないときは、時効によって消滅する。㋒行為の時から２０年経過したときも、追認をすることができる状態になったか否かにかかわらず、取消権は消滅する。

⑪ 多数取引の画一的処理のため、あらかじめ定型化された契約条項を、一般に約款という。約款は、㋐消費者契約においてのみならず、事業者間契約においても用いられることがある。約款が当事者を拘束するための要件および法的根拠については議論があるが、判例には、保険契約における約款に関して、㋑「約款による」との顧客の意思が推定されるとしたものがある。㋒民法には、約款の条項の意味が多義的であるときは、約款作成者の不利な意味で解釈されるべき旨の明文の規定が置かれている。

⑫ 特定の目的物の売買において、その目的物に隠れた瑕疵があったときは、買主は、民法の瑕疵担保の規定に基づいて、売主に対して損害賠償の請求をすることができるが、㋐売主に帰責事由がなかったときはこの限りではない。瑕疵のために契約をした目的を達することができないときは、買主は、㋑契約を解除することもできる。これらの権利は、㋒買主が瑕疵を知った時から１年以内に行使しなければならない。

⑬ 当事者の一方が、法律行為をすることを相手方に委託する契約を委任という。法律行為でない事務の委託をする契約は㋐準委任とされ、委任の規定が準用される。委任の場合、契約が成立した後でも、原則として、㋑各当事者はいつでも契約を解除することができる。委任契約が解除された場合には、㋒委任契約は契約の時に遡って効力を失う。

⑭ 贈与契約は、㋐書面によらない場合でも両当事者の意思表示の合致により成立する。贈与契約については、売買契約などと異なり、民法に、贈与者の撤回権に関する規定が置かれている。ただし、㋑書面による贈与の場合、および、㋒履行の終わった部分については、撤回することができないとされている。

⑮ 賃貸借契約において、敷金は一般に、㋐賃貸借契約関係により賃貸人が賃借人に対し取得する債権を担保するために交付されるものである。㋑賃貸借が終了した場合、賃借人に賃料の延滞があるときは、敷金から充当される。㋒敷金から、賃貸借契約の終了時までに生じた賃貸人の債権を控除してなお残額がある場合には、賃貸人は残額を賃借人に返還しなければならず、賃借人は、目的物の明渡し前であっても、賃貸人に対してその返還を請求することができる。

１０．次の文章の［　　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

新築の注文住宅に瑕疵があった場合、注文主は施工者に対して［　ア　］に基づき損害賠償請求することができる。この場合、万一施工者が倒産などにより支払い能力がない場合でも、平成１９年に消費者保護の目的で法制化された［　イ　］によって、賠償金支払いができるようにした。施工者は、この賠償金支払いのため、契約ごとに一定額を［　ウ　］として積み立てるか、またはこ

れに代えて［　エ　］に加入しなければならないことになっている。新築の建て売り住宅の売買で、売主が［　オ　］の場合も同様である。但し、同法による保護が受けられるのは、新築住宅に限られ、また対象となる瑕疵部分が［　カ　］または雨水の浸入の防止に関する部分に限られている。

この制度は、［　ア　］に基づく損害賠償のための保証であって、建物の［　キ　］ではないことに注意を要する。つまり、建築工事中に施工業者が倒産した場合には、何ら保証はないということである。この場合の倒産被害に対する法律上の救済制度は今のところ存在せず、注文者側の防衛策としては、任意で第三者と［　キ　］の契約を締結するか、あるいはできるだけ建物の［　ク　］に応じて分割して代金を支払う（［　ク　］以上の過払いをしない）という契約にして、自己防衛するほかない。

売主が［　オ　］となっている不動産売買案件の場合は、［　ケ　］第２７条に基づく［　コ　］の還付請求を利用することによって、業者倒産でも救済を受けることができる。これは、請求権行使が先着順となり、また１業者１０００万円（本店１店舗の場合）が限度という制限があるが、新築か否かを問わず、また［　カ　］と雨水の浸入の防止に関する部分に限られることもない。

【語群】

1. 営業保証金	2. 瑕疵担保責任	3. 完成保証	4. 共済金
5. 供託金	6. グレード	7. 建設業組合	8. 建設業法違反
9. 建設業者	10. 構造耐力上主要な部分		11. 建築基準法
12. 住宅の品質確保の促進等に関する法律			13. 保険
14. 宅地建物取引業法	15. 不動産登記法		16. 宅地建物取引業者
17. 耐火構造上主要な部分	18. 出来高		19. 品質保証
20. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律			

１１．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ｶ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 消費者契約法は、㋐事業者の一定の行為により消費者が誤認し、または困惑した場合に消費者に取消権を与え、また、㋑事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の事業者に利益を与えることとなる条項を無効とするほか、㋒消費者の被害の発生または拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する

ことを目的として立法された。

② 消費者契約法第２条において、事業者とは、㋐法人その他の団体および㋑事業のために契約の当事者となる場合における個人に限ると規定されている。個人事業者がパソコンを購入するに際し事業使用目的と個人使用目的が混在している場合には、㋒当該契約の主要な目的、事業との関連性の強弱、当該契約に関する相手方との情報や交渉力の格差の有無や程度などを総合的に考慮して、事業者性を判断すべきである。

③ 消費者契約法は、㋐事業者および消費者の努力義務を規定している。消費者契約法は、㋑この義務に違反した場合についての効果を規定していないが、事業者がこの義務に違反して損害が生じた場合には、㋒事業者の不法行為責任の違法性を基礎づけることなどは考えられる。

④ 消費者が販売業者からマンション甲を購入したところ、半年後、隣接地に甲の日照・眺望を妨げる他のマンション乙が建築された。この場合、消費者が消費者契約法第４条２項によってこの契約を取り消すことができるためには、販売業者が㋐「日照・眺望が良好である」旨を告げて販売したこと、㋑乙が建築されることを告げなかったことが必要である。㋒販売時に乙が建築されることを知っていたか否かは問わない。

⑤ 消費者が販売業者からマンションを購入した場合、㋐誤認させる行為や困惑させる行為が販売業者の代理人によってなされ、それによって消費者が誤認・困惑したときには、消費者は販売契約を取り消すことができる。しかし、㋑販売業者が誤認させる行為や困惑させる行為をし、それによって意思表示を行った者が消費者の代理人であったときには、消費者は販売契約を取り消すことができない。また、販売業者からの委託を受けた不動産仲介業者が、消費者へのマンションの販売を媒介する場合には、㋒不動産仲介業者が消費者に対して誤認させる行為や困惑させる行為をし、これにより消費者が誤認・困惑したときは、消費者は販売契約を取り消すことができる。

⑥ 消費者契約法によると、事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による事業者の責任について、全部の責任を免除する条項と、㋐故意・重過失による責任の一部を免除する条項は、無効とされる。ここにいう「民法の規定による責任」とは、㋑民法第７０９条の不法行為責任に限られる。「事業者の債務の履行に際してされた」不法行為とは、当該事業者が当該消費者契約上の債務を履行する過程で行った不法行為をいう。例えば、㋒運送のためトラックに運送品を

積み込む作業に従事している運送人の従業員が、昼の休憩時間中に事務所にあった当該運送契約の目的物である運送品を盗取したような場合である。

⑦ 消費者が不動産業者から土地を購入する契約で、代金の支払いが期限に遅れた場合には、年利３０％の遅延損害金を支払わなくてはならないと定めたとき、㋐この賠償額予定条項は、消費者契約法第９条２号の適用対象となり、㋑不動産業者は消費者に遅延損害金を一切請求できない。鉄道会社の運送約款に定められた㋒不正乗車に対する割増運賃の請求を予定している条項については、消費者契約法第９条２号の適用対象とはならないと解される。

⑧ 最高裁判決によれば、㋐賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、㋑更新料の額が賃料額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法第１０条後段要件に該当しないとし、㋒更新料額を賃料の２ヵ月分とし、賃貸借契約が更新される期間を１年間とする場合に、上記特段の事情が存するとされている。

⑨ 消費者契約法第４条１項から３項までの規定による取消権は、㋐追認をすることができるときから６ヵ月間、または消費者契約の締結のときから３年のいずれかが先に経過したときに消滅し、行使できなくなる。「追認をすることができるとき」とは、取消しの原因となっていた状況が消滅したときをいう。具体的には、㋑誤認型では、消費者が誤認に気づいたとき、㋒困惑型では、消費者が困惑を脱したときである。

⑩ 消費者契約法は、㋐適格消費者団体の勝訴判決の効力を不特定かつ多数の消費者に及ぼすための特別の規定は置いていない。そこで、㋑適格消費者団体により差止請求権が訴訟において行使され、それにつき既に請求を認容する確定判決が存する場合でも、他の適格消費者団体は同一の事業者に対する同一内容の差止請求をすることができるが、㋒適格消費者団体は、事案の性質に応じて他の適格消費者団体と共同して差止請求権を行使するほか、差止請求業務について相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

１２．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

特定商取引法は，特にことわりのない限り２００８年６月改正の施行後を前提としている。

① 販売業者が営業所等以外の場所において商品につき売買契約の申込みを受けた場合、その申込みをした者は、販売業者が承諾の意思表示をするまでの間は㋐申込みの撤回をすることができる。但し、㋑商品の引渡しから起算して㋒８日間を経過した場合はこの限りでない。

② 訪問販売に係る売買契約をクーリング・オフした場合、販売業者等は㋐損害賠償または違約金の支払いや、㋑商品の使用により得られた利益に相当する金銭の支払いを請求することができない。引き渡した商品の引き取り費用は㋒クーリング・オフした者の負担とされている。

③ 平成２０年改正によって通信販売にも返品に関するルールが導入された。これは、㋐商品等の受け取りから㋑８日間は無条件（理由を問わず）に返品を認めるものである。なお、商品の販売条件について記載した広告に返品ルールに関する適正な記載があった場合には㋒当該広告の記載が優先する。

④ 契約も申込みもしていない商品がある日突然消費者の元に送りつけられた場合、㋐商品の送付があった日から起算して㋑１４日を経過するまでは消費者側に保管義務があるが、消費者側から業者に対して引き取り請求をした場合は㋒７日を経過するまでの保管義務となる。

⑤ ホテルの会場で呉服の展示販売を１週間の期間行う場合、展示されている着物のうち特定の商品のみを勧誘し、複数の店員が取り囲んで他の商品を見て回ることができないような状況で販売する場合には、㋐訪問販売に該当する。同様の会場に消費者を集め、販売業者側において順番に商品を示して順次売却していく商法を、１ヵ月に渡って行う場合は㋑訪問販売に該当しない。

⑥ 販売目的を告げずに電子メールで店舗に呼び出して商品を購入させた場合には㋐訪問販売に該当し、店舗の前を通りかかった客を店舗から呼び止めて店舗で商品の販売を行う場合は㋑訪問販売に該当しない。

⑦ 訪問販売の勧誘を行う場合には、訪問販売業者は勧誘に先だって㋐勧誘を受ける意思を確認する義務がある。この義務に違反した場合には特定商取引法上、㋑行政処分の対象となる。契約を締結しない旨の意思を示した者に対して㋒その契約につき再度の勧誘をすることは禁止されている。

⑧ エステティックサロンや学習塾等の特定継続的役務提供においては、㋐契約締結書面のほかに㋑概要書面の交付が義務付けられているほか、前払い方式

で５万円を超える特定継続的役務提供を行う事業者については、その㋒業務・財産の状況を記載した書類を備え置き、閲覧できるようにしておくことが義務付けられている。

⑨ 入会者が㋐加入時に支払う入会金の一部または全部や、㋑購入商品の仕入れ価額（購入価額）と売却価額との差額は、組織への加入者が負担するものである以上、連鎖販売取引における特定利益に該当する。

⑩ 平成２０年改正によって、㋐訪問販売、㋑電話勧誘販売、㋒連鎖販売取引において、政令で指定した商品・役務についてのみ法の適用があるものとする指定商品制および指定役務制が廃止されたが、指定権利制は維持されている。

⑪ パソコンを購入すればホームページ作成の仕事が得られるとして無職の主婦に対しパソコンの販売を行った場合、購入した主婦は、㋐契約の概要を記載した書面の交付から㋑２０日以内であればパソコンの購入契約をクーリング・オフできる。

⑫ 訪問販売業者が、実際はそのような機能がないのに、放射能が除染出来る機能があると偽って浄水器の販売を行った場合、㋐商品の性能についての㋑不実の告知があると言えるから、消費者が放射能の除染機能があると誤認して契約した場合には、特定商取引法に基づく㋒取消権が行使できる。

⑬ 販売業者が消費者にパンフレットを郵送し、パンフレットが届いた頃に電話をかけて勧誘を行い、当該消費者から申込書を郵送させて契約を締結した場合は㋐電話勧誘販売に該当し、その購入量が通常必要とされる量を著しく超える場合には原則として㋑契約を解除できる。

⑭ インターネットのオークションサイトを通じて商品を購入した場合、事業者と消費者との間のいわゆるＢｔｏＣ取引については特定商取引法の通信販売に該当するほか㋐電子消費者契約法の適用がある。この場合、売主が商品と関係のない製造メーカーの会社員であった場合には、取り扱う商品の数量・金額にかかわらず特定商取引法上の㋑販売業者に該当しない。売主が同種商品を専門に取り扱う販売業者であった場合には原則として特定商取引法上の㋒販売業者に該当する。

⑮ 連鎖販売契約において、連鎖販売加入者は、２０日間のクーリング・オフ期間が経過した後でも連鎖販売契約を㋐将来に向かって解約することができる。解約した連鎖販売加入者は、解約に伴う㋑損害賠償義務を負う場合がある。

中途解約した連鎖販売加入者は、既に購入した商品の購入契約の解除を㋒行うことはできない。

１３．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 割賦販売法上の割賦販売（前払い式割賦販売を除く。いわゆる自社割賦）については、同法上、㋐カード等が交付されない個別方式でも販売業者は書面交付義務を負い、㋑事業者の登録義務はなく、㋒抗弁対抗の規定がある。

② 消費者がクレジットカードを利用して店舗販売の方法で食料品を５万円分購入した場合、㋐リボルビング払い方式で決済したときや、㋑マンスリークリア方式で決済した後にリボルビング払いに変更したとき、または㋒購入した店舗が、利用したカード会社と直接加盟店契約を締結しているのではなく、いわゆる国際ブランド等を通じた加盟店（いわゆるアクワイアラー加盟店）であるときでも、割賦販売法上の抗弁対抗規定の適用があり得る。

③ インターネット通信販売取引において、消費者があらかじめ与信業者と包括的な与信契約を締結し、付与されたＩＤ・パスワードを販売業者に通知することにより、商品を購入し、与信枠の範囲で代金の立替払と分割後払いを行う取引において、㋐与信業者は包括信用購入あっせん業者として登録義務を負い、㋑適用対象となる商品・役務については政令指定制がなく、㋒販売業者は書面交付義務を負わない。

④ 消費者が信用購入あっせんを利用して３０万円のパソコンを購入した場合、㋐購入方法が店舗販売かインターネット通信販売であるかを問わず、㋑信用供与が個別方式か包括方式かを問わず抗弁対抗の規定は適用される。また、㋒支払い回数が６ヵ月後のボーナス１回払いでも同様である。

⑤ 個別信用購入あっせん業者は、㋐訪問販売業者の商品販売契約に伴う個別信用購入あっせん契約を結ぶとき、㋑店舗販売業者の契約について購入者から販売方法の苦情が発生したとき、加盟店の勧誘行為につき割賦販売法上の調査義務を負う。また、㋒インターネット通信販売業者と加盟店契約を結ぶときには割賦販売法上の加盟店調査義務を負う。

⑥ 消費者が信用購入あっせんを利用して代金２０万円のエステティックサービスの契約を締結した場合において、次のときに購入者は支払い拒絶の抗弁を主張できる。㋐エステティックサービス契約を中途解約した後にあっせん業者から提供済役務の対価と違約金の上限を超える部分の支払請求をされたとき、㋑関連商品の引渡しが遅れて代金支払いを一時停止する同時履行の抗弁権を消費者がエステティック業者に対して有するとき、㋒クレジット契約書に記載がないエステティックサービス契約上の特約の不履行が生じた場合で、あっせん業者がその特約を知らなかったとき、である。

⑦ 購入者が個別クレジット契約のクーリング・オフを行使した場合、㋐販売業者は、あっせん業者に対して受領した立替金を、㋑あっせん業者は、既に分割支払金等を受領しているときには、購入者に対してその既払金を、㋒販売業者は、頭金等を受け取っているときには、購入者に対してその金銭を、それぞれ返還する義務を負う。

⑧ 消費者が個別信用購入あっせんを利用して訪問販売の方法で学習指導付き教材を購入した場合、勧誘の際に、㋐教材の内容につき不実の告知により購入者が誤認したとき、㋑支払月額や支払回数について不実の告知により購入者が誤認したとき、㋒不退去、退去妨害により購入者が困惑したとき、個別クレジット契約の取消しができる。

⑨ 包括信用購入あっせん業者は、原則として、㋐個人の利用者にカードを発行するときや極度額を増額するとき、㋑指定信用情報機関の信用情報を利用して、包括支払可能見込額の調査義務を負い、㋒顧客から加盟店の勧誘方法についての苦情が寄せられたときは加盟店調査義務を負う。

⑩ 購入者が信用購入あっせん業者に抗弁対抗を主張する場合、㋐抗弁事由を記載した書面によって、あっせん業者に通知しなければ支払い拒絶の効力が生じない。対抗事由が存在すると認められる場合、対抗事由が解消されるまでの間、㋑支払いを拒絶した間の遅延損害金は発生せず、㋒延滞事故として信用情報機関に登録されないこととなる。

１４．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ｶ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 製造物責任法は、㋐製造物の欠陥により人の生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任を定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とするものである。被害者には、㋑自然人、㋒消費者ではない企業などの法人も含まれる。

② 製造物責任法では、製造物に㋐欠陥があれば、製造業者等に過失がなくても賠償責任が認められ、㋑通常の使用方法で被害が発生した場合は、欠陥があったものと推定される規定が設けられている。ただし、㋒欠陥と発生した損害との間に因果関係が存在することが必要であることは民法と同じである。

③ ㋐映りが悪いテレビのように、安全上の問題でなく、品質や性能上の瑕疵にとどまる場合は製造物責任法上の責任は発生しない。㋑製造物責任法の対象となる損害は、財産的損害に限られ、精神的損害である慰謝料は含まれない。㋒損害が当該製造物についてのみ生じたときは、製造物責任法上の責任は発生せず、債務不履行責任など民法の適用が検討されることになる。

④ 欠陥には、設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥の３つがあるといわれている。㋐設計上の欠陥は、設計自体に製品の安全性に問題がある場合であり、使用者側の誤使用の場合は、それが誤使用を誘発する可能性のある場合であっても設計上の欠陥は問題とならない。㋑製造上の欠陥は、設計には問題はないが、設計通りの部品を使わなかったり、溶接等に問題があった場合であり、指示・警告上の欠陥は、使用者が当該製品を安全に使用するための取扱説明書、警告が不十分な場合である。また㋒製造業者等が指示・警告をすれば、設計上ないし製造上の欠陥があっても賠償責任を問われないということではない。

⑤ 製造物責任法における「製造業者等」には、当該製造物を業として製造、加工または輸入した者が含まれる。ただし、㋐現実に当該製造物を製造した業者でも、当該製造物に自社の会社名を表示しない場合は、製造業者に該当しない。逆に、㋑当該製造物を実際には製造していない業者であっても、当該製造物に商号、商標等を表示した者や、㋒当該製造物の製造業者と誤認させるような表示をした者は製造業者等に該当する。

１５．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ｶ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 消費生活用製品安全法の対象となる消費生活用製品とは、㋐主として一般消費者の生活の用に供される製品をいうが、㋑薬事法に規定する医薬品、食品衛生法に規定する食品、㋒ガス事業法に規定するガス用品は、消費生活用製品には該当しない。

② 消費生活用製品安全法においては、㋐特定製品を製造販売する事業者は、事業の届出義務および基準適合義務を負い、㋑特定製品にＰＳＣマークを表示しなければならないが、㋒特定製品以外の消費生活用製品を製造販売する事業者は、事業の届出義務のみを負う。

③ 消費生活用製品安全法においては、消費生活用製品について重大製品事故が生じた場合、当該消費生活用製品の㋐製造業者または販売業者は、当該重大製品事故の発生を知ったときは、㋑１０日以内に、㋒製品の名称および型式、事故の内容等を内閣総理大臣に報告しなければならない。

④ 消費生活用製品安全法においては、消費生活用製品に起因した事故により一般消費者に負傷または疾病が生じた場合、㋐危害の内容または事故の態様により重大製品事故該当性が判断される。㋑治療に要する期間が３０日以上の負傷または疾病が生じた場合は重大製品事故に該当する。㋒一酸化炭素中毒が生じた場合は、治療に要する期間が１０日であっても重大製品事故に該当する。

⑤ 消費生活用製品安全法においては、消費生活用製品のうち、経年劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命または身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、㋐使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定められたものを㋑特別特定製品といい、現在、㋒石油給湯器等の９品目が指定されている。

⑥ 内閣総理大臣は、消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故の報告を受けた場合において、当該重大製品事故に係る製品による危害の発生または拡大の防止が必要であると認めるときは、㋐有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき危害の発生または拡大を防止する事務を所掌する大臣に通知した場合を除き、㋑製品名等を公表することができ、㋒製造業者に対し回収命令等の危害防止命令を発することができる。

⑦ 遊園地に設置されたジェットコースターの事故により一般消費者が治療に要する期間が６０日の傷害を負った場合、㋐消費生活用製品安全法に定める重大製品事故には該当せず、㋑消費者安全法に定める重大事故等にも該当しないため、事故情報は内閣総理大臣に通知されない。

⑧ 消費者安全法に定める消費安全性は、㋐商品等または役務の特性、それらの通常予見される使用等の形態その他の商品等または役務に係る事情を考慮して判断され、製造物責任法に定める欠陥の判断と類似する。したがって、㋑消費安全性の有無が判断される基準時は、商品等が引き渡されたときまたは役務が提供されたときである。

⑨ 消費者安全法に定める、重大事故等には、㋐現実に人の生命または身体に被害が生じていない場合でも、被害が重大な事故を発生させるおそれのある事態として政令で定めるものが含まれる。例えば、消費安全性を欠く商品等または役務の使用等によって㋑消費者に一時的な窒息が生じた場合、仮に傷害等の結果を生じずとも重大事故等に該当する。

⑩ 内閣総理大臣は、商品が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合において、重大消費者被害の発生または拡大の防止を図るため、㋐他の法律の規定に基づく措置があるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対して速やかな措置の実施を求めることができ、また、㋑他の法律の規定に基づく措置の有無にかかわらず、㋒当該商品を供給する事業者に対し、直接、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示等の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

１６．次の文章の［　　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。

景品表示法は２００９年に改正され、同法第１条において、商品・サービスの取引に関連する景品類の提供および表示について、［　ア　］おそれのある行為を規制することにより、一般消費者の利益を保護することを目的とすると規定している。

景品類の提供については、商品・サービスの購入者や来店者を対象に、①もれなく景品類を提供する場合や②くじ等の偶然性、特定行為の優越または正誤により提供する場合等において、提供できる景品類の最高額等が規制されており、前記①については、取引の価額が１０００円以上の場合、取引の価額の

［　イ　］が景品類の最高額となる。

また、景品表示法が禁止する不当表示は、優良誤認表示、［　ウ　］、その他一般消費者に誤認されるおそれのある表示として内閣総理大臣が指定する表示である。

景品表示法に違反する行為があるときは、［　エ　］は、違反行為の差止め、再発防止のために必要な事項等の措置を命ずることができる。また、［　オ　］も、違反行為の取りやめ等を指示することができる。

【語群】

1. 主務大臣	2. 公正取引委員会	3. １０分の２
4. 有利誤認表示	5. 消費者庁長官	6. 都道府県知事
7. 競争を実質的に制限する		8. 必要表示事項の不表示
9. １０分の１	10. 一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する	

１７．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。ただし、誤っているものは、誤っている箇所（１箇所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 代理店の営業マンの戸別訪問を受けて締結したインターネット接続（プロバイダ）契約や、ケーブルテレビの契約は、いずれも㋐特定商取引法の適用除外とされており、当該契約をクーリング・オフすることはできないが、㋑法定書面の交付がなければ電子消費者契約法に基づき解除できるし、㋒具体的な説明のあり方によっては消費者契約法に基づく取消しができる余地がある。

② 携帯電話の通話・通信契約にあたって、携帯電話事業者や販売店が、消費者に対して行う契約内容の説明は、㋐単なる自主的なサービスではなく法的義務であるが、説明拒絶や虚偽説明など説明義務違反が明確に存在する場合でも、㋑消費者側のクーリング・オフや契約解除権を認める規定が電気通信事業法にあるにとどまり、㋒携帯電話の契約を当然に無効とする規定はない。

③ 携帯電話事業者は、通信・通話契約の相手方またはスマートフォンの使用者が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律における㋐青少年（１８歳未満）である場合には、㋑青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならないが、スマートフォンが公衆無線ＬＡＮを通じてインターネットに接続する場合には、㋒フィルタリングサービスの利用

を提供の条件とする義務はない。

④ インターネットショップで、商品を注文したものの「注文を受信しました、在庫確認の上別途承諾メールを送信します」というメールが届いただけの場合、消費者は㋐相当な期間を経過した後は注文を撤回することができる。また、注文の直後に届いたメールにて「このメールで注文を承諾しました」とある場合は、㋑注文を撤回することはできないし、㋒通信販売なので特定商取引法上のクーリング・オフもできない。

⑤ 携帯電話やスマートフォンのパケット通信料金は、㋐原則として、通信時間単位ではなく、通信量単位で課金される。㋑パソコン等に携帯電話を接続してインターネット接続を行ったり、㋒海外でインターネットへ接続するなど、パケット通信料金が一定額で収まるプランの対象外となり得る通信等で高額な請求となるケースがある。

⑥ 無料と表示されていたインターネットのサイトで、登録だけが無料で、サービスを使った場合には別途料金がかかることが後でわかった。適切な意思確認画面があるとき、㋐不注意であれサービスを使った以上は、利用料金の請求を拒否することは原則としてできない。しかし、登録時の画面でサービスの利用料金についての確認が困難な形態となっている場合、㋑事業者は意思確認措置を講じたことにならず、㋒サービスの利用料金についての誤認が契約の要素の錯誤にあたる以上、契約は無効であるとして既に払った代金の返還を求めることができる。

⑦ 配信登録していたインターネットショップからのメールマガジンを見て、通常価格の１０００分の１の価格が表示された高級電化製品を注文ボタンを押して確定したが、当該ショップから「誤表示だったので販売いたしません」との返答があった場合、㋐メールマガジンは広告で申込みの誘引にすぎず消費者の注文をもって契約成立ではない上、㋑ショップからの承諾通知がないので売買契約は成立しないが、㋒ショップは誤った価格を表示して消費者に期待させた以上、当該商品を当初の表示価格で販売する法的義務がある。

⑧ 出会い系サイト規制法により定義されているインターネット異性紹介事業を行おうとする者は、同法により㋐事務所の所在地を管轄する公安委員会へ所定の事項を届け出る必要がある。そのほか、児童による利用を防止するためのフィルタリングサービスにつき㋑事業者は提供に努めなければならないとされているが、児童の保護者には利用等の努力義務は課されていない。また事業者は、㋒異性交際希望者が児童でないことの確認を義務づけられて

いる。

⑨ 携帯電話不正利用防止法において、レンタル携帯電話事業者は、㋐有償レンタル契約に際して、運転免許証などによる申込者の本人確認を行い、記録を作成・保存することを義務付けられている。また、携帯電話やＳＩＭカードの譲渡について、同法では、譲り受けたい人は、㋑携帯電話事業者および代理店による本人確認を改めて受けなければならず、かつ、親族または生計を同じくする者への譲渡を除き、譲り受けたい人の本人確認後、契約者は、㋒譲渡に先立ち、事業者の承諾を得なければならないとされている。

⑩ 営利事業者が自己または他人の営業につき広告または宣伝を行うための手段として送信をする電子メールは、㋐予め同意を得ていない人に送信してはならないというオプトインの方式がとられ、㋑同意を得た場合には同意記録を保存しなければならないとされているが、㋒ウェブ上で特に留保なくメールアドレスを公表している個人宛であれば、その同意なしに宣伝のメールを送信できる。

１８．次の文章の［　　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

旅行業法上、旅行契約には企画旅行契約と手配旅行契約の２種類がある。そして、旅行業者については［　ア　］制がとられており、第１種旅行業者については観光庁長官に申請をして［　ア　］を受けなければならず、すべての旅行業務を営むことができるが、第２種旅行業者は、海外の［　イ　］は実施することができない。

観光庁長官および消費者庁長官が定めて公示する標準旅行業約款上、［　イ　］契約は、原則として、旅行業者が契約締結を承諾し、［　ウ　］を受理したときに成立するとされている。もっとも、インターネット等を通じて旅行契約を申し込み、旅行代金についてクレジットカード決済をする［　エ　］については、標準旅行業約款上、契約の成立に、［　ウ　］の受理は必要とされていない。

企画旅行契約が成立した場合、旅行業者は遅滞なく旅行者に契約書面を交付しなければならないが、標準旅行業約款上、契約書面交付時にはっきりと決まっていなかった旅行日程などがある場合、契約書面で定める日までにこれらの状況を記載した［　オ　］を交付しなければならない。

【語群】

1. 手付金	2. 登録	3. 募集型企画旅行	4. 電子契約
5. 確定書面	6. 申込金	7. 最終書面	8. 許可
9. 通信契約	10. 受注型企画旅行		

１９．次の文章の［　　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

現代社会では、［　ア　］の下、民事紛争の解決は各自の自由に委ねて解決することとしている。しかしながら、民事の紛争を力によって解決する［　イ　］は原則として禁止され、理性によって解決する場である裁判の制度が整備されている。

民事訴訟は、原告が［　ウ　］することによって開始する。原告は、審理してもらいたい範囲を設定して申し立て、裁判所は原告の設定した範囲を超えて審理・判決してはならない。

訴訟を提起された被告は、被告となることを拒絶することはできない。第1回の口頭弁論期日を欠席し、答弁書の提出もしないと、原告の主張を自白したものとみなされ、［　エ　］の判決を受けることがある。

民事訴訟の審理は、公開の法廷で、口頭弁論で行うことを原則とする。当事者は、［　オ　］に審理に参加することを保障される。裁判所が判決の基礎をなす事実を確定するのに必要な資料は当事者が提出する方式がとられており、これを［　カ　］という。［　ア　］の現れであるといわれている。当事者は、主要事実を主張し、これを裏付ける証拠を提出しなければならず、裁判所はこのようにした事実認定をもとに［　キ　］を適用し、判決をすることになる。

民事紛争は、弁護士会の仲裁センターや、裁判所の調停のようないわゆる［　ク　］を利用した解決方法を選択することもできる。このような手続では、［　キ　］の明文規定のみならず、紛争の実情にあった条理や慣習などを紛争処理基準として用いることも可能な場合があり、紛争当事者の多様なニーズを満たす解決が期待されている。さらに、調停の場合には、成立した内容は［　ケ　］に記載され、調書の内容が実行されないときには判決と同様に［　コ　］をすることができる。

【語群】

1. 調停調書	2. 強制執行	3. 任意的取立
4. 私的自治の原則	5. 実体法	6. 実力主義
7. 原告敗訴	8. 自力救済	9. 職権探知主義
10. ＡＤＲ（裁判外紛争解決手続）		11. 訴えを提起
12. 和解調書	13. 原告勝訴	14. 弁論主義
15. 自在	16. 公序良俗の原則	17. 認証団体
18. 手続法	19. 公平	20. 訴訟代理人に委任

２０．次の文章の［　　　］の部分に入れるのに最も適当な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄のその番号に記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 金銭の貸付けにおける利息の契約は、［　ア　］の定める制限利率を超えた部分については無効である。刑事罰の対象となる上限金利については［　イ　］で定められている。また［　ウ　］は、貸金業を営む者が業として行う金銭の貸付の契約において、年１０９．５％を超える割合の利息の契約をしたときは、金銭の貸付の契約自体が無効となる旨を定めている。

② 個人破産の場合、破産手続開始の原因となる事実は、破産法上、債務者が［　エ　］のときとしている。個人である破産者の場合、［　オ　］が確定すると、租税等一定の債権を除き、その支払をしなくてよくなる。しかし、破産者に浪費や賭博などで著しく財産を減少させたり過大な債務を負担した場合など［　カ　］がある場合は［　オ　］が得られない場合もある。

［　キ　］では、一定の要件の下に裁判所の認可を受け、原則として［　ク　］年間、債務の一部の支払いをすることにより、一部の債務の免除を受けることができる。［　キ　］は、破産に比べ、住宅ローンについて住宅資金特別条項を利用することにより、住宅を維持しつつ他の負債を圧縮できる可能性があることや、破産手続における［　カ　］となるような事情があったとしても再生計画の決定には影響はないなどの利点がある。

債務者が私的に債権者と話し合い、合意をして債務整理をすることを［　ケ　］という。また、弁護士などに［　ケ　］を依頼できない場合でも、簡易裁判所に［　コ　］を申し立て、裁判所の委員のあっせんにより、支払義務や支払方法についての合意を成立させる方法もある。

【語群】

1.貸金業法	2.割賦販売法	3.５	4.利息制限法
5.支払不能	6.特定調停	7.破談	8.個人債務者再生手続
9.債務超過	10.免責許可決定	11.出資法	12.支払不能のおそれ
13.任意整理	14.非免責債権	15.３	16.免責不許可事由
17.同時廃止	18.破産管財手続	19.仲裁法	20.破産手続開始決定

２１．次の文章の［　　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 金融商品分野の代表的な法律である金融商品取引法は、［　ア　］等を改正して２００７年９月に施行され、その後も毎年改正されている。株式取引から悪質投資詐欺まで関連する重要な法律であり、２０１１年の改正では、被害多発を受けて、無登録業者の行う［　イ　］の取引は原則として無効であるとした。

同法は、デリバティブ取引（商品以外を原資産とする）についても規定し、業者が販売や勧誘を行う際の一定のルールを設けている。電話勧誘などによる［　ウ　］については、それまで金融先物取引、金融オプション取引だけに限り禁止されていたが、２０１１年からは、同法施行令により、個人を相手とする店頭デリバティブ取引（原資産は金融に限らない）についても禁止された。

また、通貨オプション取引、金利スワップ取引等の複雑な金融商品の勧誘・説明に際しては、金融庁の監督指針等により、元本に対する損失につき最悪のシナリオを想定した［　エ　］の開示など、開示強化が求められている。

② 金融商品のうち保険の分野では、それまで商法にあった保険契約ルールを切出して内容を一新した［　オ　］が制定され、２０１０年から施行されている。その特徴は、ⅰ.共済への適用範囲の拡大、ⅱ.傷害疾病定額保険契約の規定を創設、ⅲ.保険契約者側の保護規定の整備、ⅳ.損害保険契約に関するルールの柔軟化、ⅴ.第三者との法律関係の整備（損害保険契約のうち［　カ　］の保険金について被害者の優先権確保、介入権)、ⅵ.生命保険契約について多様なニーズに応えるための規定の整備（保険金受取人の変動についての規定の整備等）などである。

ⅲ.の例として、［　キ　］に関する規定がある。［　キ　］は、顧客が契約締結に際し保険会社に重要な事項を知らせる義務であるが、顧客は保険者か

らの質問に答えれば足りるとされている。顧客が故意に虚偽の内容を答えた場合には、[　ク　] になり、保険会社は契約を解除でき、保険金支払いを拒絶できる。しかし、保険媒介者が事実の告知を妨げたり不実の告知を勧めたりしたときなど一定の場合には、保険者は、原則として [　ク　] を理由に解除できず、保険金も支払う必要がある。

また、[　ケ　] においては、保険契約のクーリング・オフに関する規定が置かれている。法令上は、新規に契約をした場合や転換をした場合にはクーリング・オフ制度の対象となるが、保険期間が [　コ　] の契約である場合や既契約に特約を中途付加した場合は対象外と規定されている。法令上はクーリング・オフ制度の対象外と規定されていても、約款等により、クーリング・オフ制度の対象が拡大されていたり期間が延長されている場合もある。

【語群】

1.保険法	2.想定平均損失額	3.告知義務	4.１年以下
5.車両保険	6.説明義務	7.未公開株式	8.再勧誘
9.商品先物取引法	10.通貨	11.想定最大損失額	12.告知妨害
13.説明義務違反	14.３年以下	15.証券取引法	16.保険業法
17.ロコロンドン金	18.責任保険	19.告知義務違反	20.不招請勧誘

２２．次の文章の［　　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄のその番号に記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得なければ、[　ア　]を[　イ　]に提供してはならないことを原則として規定しているが、その例外についても規定している。

個人情報保護法が定める[　イ　]提供制限の例外の１つに、いわゆる[　ウ　]という仕組みをとるものがある。この仕組みは、名簿や電話帳などのように、個人情報を[　イ　]に提供することを利用目的とするケースを前提としている。こうしたケースにおいて、次の①②の要件を満たせば、あらかじめ本人の同意がなくとも、[　ア　]を[　イ　]に提供することができる。

①[　エ　]に応じて[　ア　]の[　イ　]への提供を停止することとしていること

②[　イ　]に提供される[　ア　]の項目などの一定の事項をあらかじめ、本人に通知し、または[　オ　]に置いていること

【語群】

1. 個人データ	2. オプトイン	3. 本人の求め	4. 関係者
5. 速やかに通知ができる状態		6. 本人が容易に知り得る状態	
7. 関係者の要望	8. 第三者	9. オプトアウト	10. 保有個人情報

論　文　試　験

次のテーマのうち１つを選び、１０００字以上、１２００字以内で論文にまとめ、解答用紙に記入しなさい。文字数制限が守られていない場合には、採点の対象外となります。

１．地方消費者行政活性化基金によって地方公共団体の消費者行政の整備が進められていますが、その現状と活性化基金以降の地方消費者行政の充実・強化の課題について、下記の指定語句をすべて使用して論じなさい。なお、文章中の指定語句の箇所には、わかるように必ず下線を引きなさい。

指定語句：相談体制の整備、　連携強化、　自治事務、　国の支援、
地域間格差

２．クレジット決済を利用してインターネットの有料サイトやショッピングの取引を行ったところ消費者トラブルが発生したという事案においてトラブルを解決するための問題点と課題について、下記の指定語句をすべて使用して論じなさい。なお、文章中の指定語句の箇所には、わかるように必ず下線を引きなさい。

指定語句：国際提携カード、　マンスリークリア方式、　決済代行業者、
加盟店調査、　抗弁の対抗

平成24年度消費生活専門相談員資格認定試験　第一次試験(択一式)解答

問																				
1	①	×ウ	②	○	③	×イ	④	×ウ	⑤	○	⑥	○	⑦	×イ	⑧	○	⑨	○	⑩	○
2	ア	11	イ	7	ウ	6	エ	8	オ	25	カ	12	キ	9	ク	15	ケ	23	コ	27
	サ	14	シ	21	ス	1	セ	20	ソ	18										
3	ア	6	イ	11	ウ	4	エ	20	オ	8	カ	17	キ	5	ク	12	ケ	9	コ	14
4	ア	7	イ	9	ウ	6	エ	10	オ	2										
5	①	○	②	×イ	③	×ウ	④	×ウ	⑤	○										
6	ア	16	イ	18	ウ	13	エ	5	オ	8	カ	4	キ	1	ク	14	ケ	20	コ	6
7	①	×ア	②	×ア	③	×ウ	④	×ウ	⑤	○										
8	ア	3	イ	18	ウ	15	エ	14	オ	1	カ	7	キ	16	ク	4	ケ	17	コ	8
9	①	○	②	×ウ	③	○	④	○	⑤	○	⑥	×ウ	⑦	×ウ	⑧	×ウ	⑨	○	⑩	×ア
	⑪	×ウ	⑫	×ア	⑬	×ウ	⑭	○	⑮	×ウ										
10	ア	2	イ	20	ウ	5	エ	13	オ	16	カ	10	キ	3	ク	18	ケ	14	コ	1
11	①	×イ	②	×イ	③	○	④	×ウ	⑤	×イ	⑥	×イ	⑦	×イ	⑧	×ウ	⑨	×ア	⑩	×イ
12	①	×イ	②	×ウ	③	○	④	○	⑤	×イ	⑥	○	⑦	×イ	⑧	○	⑨	○	⑩	×ウ
	⑪	×ア	⑫	○	⑬	×イ	⑭	×イ	⑮	×ウ										
13	①	×ウ	②	○	③	×ウ	④	○	⑤	×ウ	⑥	○	⑦	○	⑧	○	⑨	○	⑩	×ア
14	①	○	②	×イ	③	×イ	④	×ア	⑤	×ア										
15	①	×ウ	②	×ウ	③	×ア	④	○	⑤	×イ	⑥	×ウ	⑦	×イ	⑧	×イ	⑨	○	⑩	×イ
16	ア	10	イ	3	ウ	4	エ	5	オ	6										
17	①	×イ	②	×イ	③	○	④	○	⑤	○	⑥	○	⑦	×ウ	⑧	×イ	⑨	○	⑩	×ウ
18	ア	2	イ	3	ウ	6	エ	9	オ	5										
19	ア	4	イ	8	ウ	11	エ	13	オ	19	カ	14	キ	5	ク	10	ケ	1	コ	2
20	ア	4	イ	11	ウ	1	エ	5	オ	10	カ	16	キ	8	ク	15	ケ	13	コ	6
21	ア	15	イ	7	ウ	20	エ	11	オ	1	カ	18	キ	3	ク	19	ケ	16	コ	4
22	ア	1	イ	8	ウ	9	エ	3	オ	6										